

## 令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4年度～令和7年度）」**に基づく、令和6年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価**となるものであり、この間の物価やエネルギー価格の高騰など、**社会経済状況の変化が進む中においても各取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくこと**で、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくもの**となります。

### 1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「**行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会**」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針を「**出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針**」に改めました。当該指針において、**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」**を策定し、毎年度、方針に基づく取組の点検評価を実施していくこととしました。

# 令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考) 対象出資法人

| No. | 所管局名   | 所管部署名                  | 法人名               |
|-----|--------|------------------------|-------------------|
| 1   | 総務企画局  | シティプロモーション推進室          | かわさき市民放送（株）       |
| 2   | 財政局    | 資産管理部資産運用課             | 川崎市土地開発公社         |
| 3   | 市民文化局  | 市民生活部多文化共生推進課          | （公財）川崎市国際交流協会     |
| 4   |        | コミュニティ推進部市民活動推進課       | （公財）かわさき市民活動センター  |
| 5   |        | 市民文化振興室                | （公財）川崎市文化財団       |
| 6   |        | 市民スポーツ室                | （公財）川崎市スポーツ協会     |
| 7   | 経済労働局  | 経営支援部金融課               | 川崎市信用保証協会         |
| 8   |        | 観光・地域活力推進部             | 川崎アゼリア（株）         |
| 9   |        | 産業政策部企画課               | （公財）川崎市産業振興財団     |
| 10  |        | 中央卸売市場北部市場管理課          | 川崎冷蔵（株）           |
| 11  | 環境局    | 総務部企画課                 | 川崎未来エナジー（株）       |
| 12  | 健康福祉局  | 保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課 | （公財）川崎・横浜公害保健センター |
| 13  |        | 長寿社会部高齢者在宅サービス課        | （公財）川崎市シルバー人材センター |
| 14  |        | 障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課   | （公財）川崎市身体障害者協会    |
| 15  | こども未来局 | 児童家庭支援・虐待対策室           | （一財）川崎市母子寡婦福祉協議会  |
| 16  | まちづくり局 | 総務部庶務課                 | （一財）川崎市まちづくり公社    |
| 17  |        | 総務部庶務課                 | みぞのくち新都市（株）       |
| 18  |        | 住宅政策部住宅整備推進課           | 川崎市住宅供給公社         |
| 19  | 建設緑政局  | グリーンコミュニティ推進室          | （公財）川崎市公園緑地協会     |
| 20  | 港湾局    | 港湾経営部経営企画課             | 川崎臨港倉庫埠頭（株）       |
| 21  |        | 港湾経営部経営企画課             | かわさきファズ（株）        |
| 22  | 消防局    | 予防部予防課                 | （公財）川崎市消防防災指導公社   |
| 23  | 教育委員会  | 健康給食推進室                | （公財）川崎市学校給食会      |
| 24  |        | 生涯学習部生涯学習推進課           | （公財）川崎市生涯学習財団     |





# 令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

## ② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

| 指標に対する達成度 | 点数 | 事例1  |      | 事例2  |      | 事例3  |      | 事例4  |      | 事例5  |      |
|-----------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|           |    | 指標の数 | 合計点  |
| a         | 3  | 3    | 9    | 2    | 6    | 1    | 3    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| b         | 2  | 0    | 0    | 1    | 2    | 1    | 2    | 1    | 2    | 0    | 0    |
| c         | 1  | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    | 1    | 2    | 2    | 1    | 1    |
| d         | 0  | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 2    | 0    |
|           |    | 3    | 9.00 | 3    | 8.00 | 3    | 6.00 | 3    | 4.00 | 3    | 1.00 |

平均点(合計点÷指標の数)→ 3.00      2.67      2.00      1.33      0.33

| 達成状況区分                   | 指標に対する達成度の平均点 |
|--------------------------|---------------|
| A. 目標を達成した               | 3             |
| B. ほぼ目標を達成した             | 2.5以上～3未満     |
| C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった | 1.5以上～2.5未満   |
| D. 現状を下回るものが多くあった        | 0.5以上～1.5未満   |
| E. 現状を大幅に下回った            | 0.5未満         |

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能  
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

# 令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(－)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

| 達成状況 \ 行政サービスコスト<br>に対する達成度  | 1). 実績値が目標値の<br>100%未満       | 2). 実績値が目標値の<br>100%以上110%未満  | 3). 実績値が目標値の<br>110%以上120%未満  | 4). 実績値が目標値の<br>120%以上                       |
|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|
| A. 目標を達成した                   | (1). 十分である                   | (1). 十分である<br>(2). 概ね十分である    | (2). 概ね十分である<br>(3). やや不十分である | (2). 概ね十分である<br>(3). やや不十分である<br>(4). 不十分である |
| B. ほぼ目標を達成した                 | (1). 十分である<br>(2). 概ね十分である   | (1). 十分である<br>(2). 概ね十分である    | (2). 概ね十分である<br>(3). やや不十分である | (2). 概ね十分である<br>(3). やや不十分である<br>(4). 不十分である |
| C. 目標未達成のものがあるが<br>一定の成果があった | (2). 概ね十分である                 | (2). 概ね十分である<br>(3). やや不十分である | (2). 概ね十分である<br>(3). やや不十分である | (2). 概ね十分である<br>(3). やや不十分である<br>(4). 不十分である |
| D. 現状を下回るものが多くあった            | (3). やや不十分である<br>(4). 不十分である | (3). やや不十分である<br>(4). 不十分である  | (3). やや不十分である<br>(4). 不十分である  | (3). やや不十分である<br>(4). 不十分である                 |
| E. 現状を大幅に下回った                | (3). やや不十分である<br>(4). 不十分である | (4). 不十分である                   | (4). 不十分である                   | (4). 不十分である                                  |

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1) から4) となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

# 令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

| 方向性区分                      | 説明(選択の要件)   |
|----------------------------|---|
| I. 現状のまま取組を継続              | <p>【本市施策推進に向けた事業取組】<br/>(以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択</li><li>・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択</li></ul> <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択</li></ul>  |
| II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 | <p>【本市施策推進に向けた事業取組】<br/>(以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更</li><li>・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択</li><li>・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択</li></ul> <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】<br/>(以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指標の目標値の変更</li><li>・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択</li></ul> |
| III. 状況の変化により取組を中止         | 取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)  |

# 令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

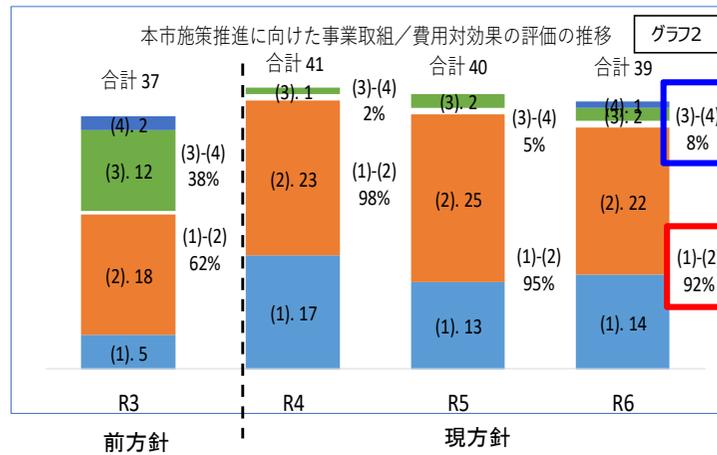
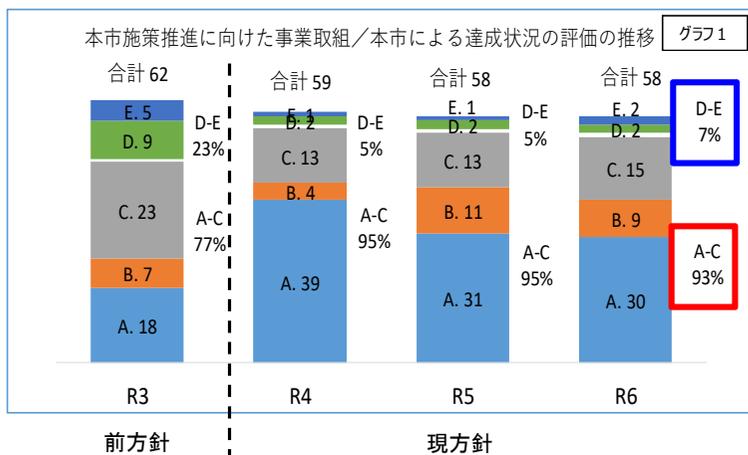
## 3 令和6年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組（グラフ1）は、24法人で58件の取組（うち39件の取組が費用対効果（グラフ2）の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約93%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約92%と、**令和4年度の目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった**一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約7%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約8%と**目標未達となった課題のある取組も僅かに見られた**ところです。

・経営健全化に向けた取組（グラフ3）においては、30件の取組があり、**本市による達成状況の評価が全て「A、B又はC」となっており、経営面で一定の健全化が図られているものの、個別の指標では目標未達成の指標もあり、引き続き、物価高騰の影響など留意が必要**です。

・業務・組織に関する取組（グラフ4）については、36件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%、「D又はE」となったものが約3%と**概ね適正な状況を保持**しています。

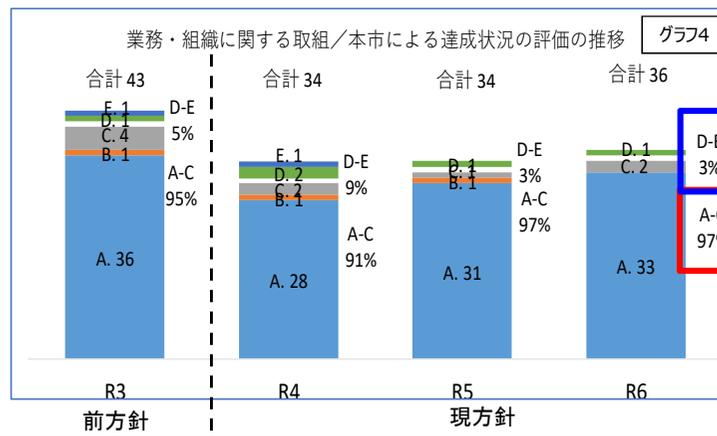
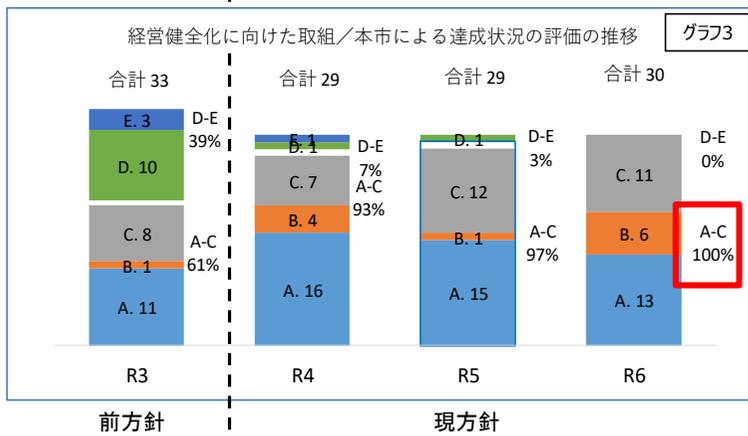
・令和6年度については、令和4年度、令和5年度と同様に**何れの取組においても一定以上の成果**があり、今後も引き続き、着実な各取組の推進が期待されます。一方で、**法人の設立目的はあるものの、今般の物価高騰の影響、また民間企業との競合が生じるなど法人の経営面に影響が生じていることから、法人の財務状況に引き続き留意しつつ、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、出資法人が担う役割を改めて確認することが必要**である。



- ＜本市による達成状況の評価区分＞
- A. 目標を達成した
  - B. ほぼ目標を達成した
  - C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
  - D. 現状を下回るものが多くあった
  - E. 現状を大幅に下回った

- ＜費用対効果の評価区分＞
- (1). 十分である
  - (2). 概ね十分である
  - (3). やや不十分である
  - (4). 不十分である

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

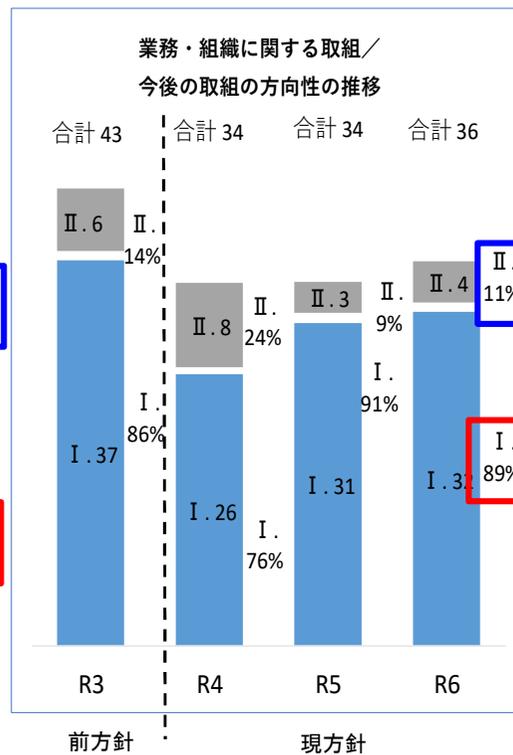
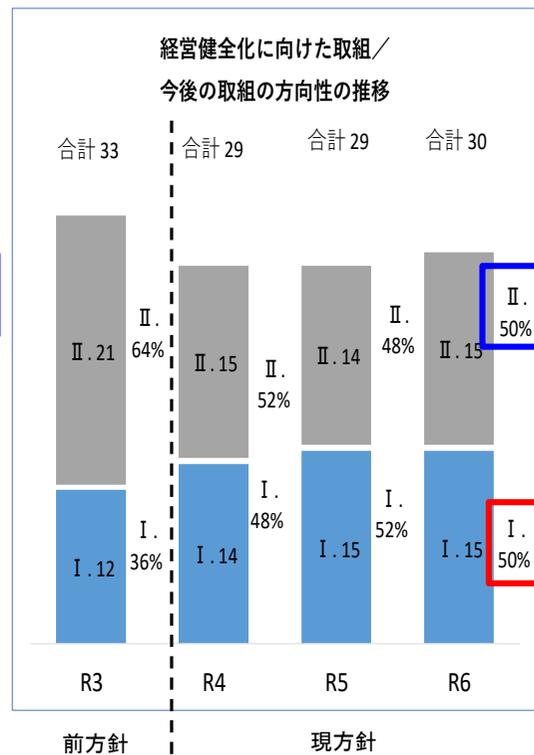
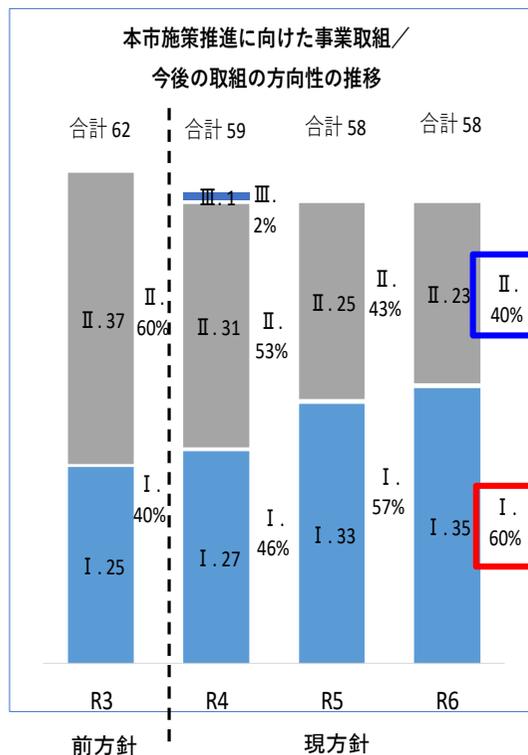


# 令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## 4 令和6年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・下表の各取組において、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅰ」となった約60%、50%、89%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要**です。
- ・各取組において、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となった約40%、50%、11%のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていくことや、社会状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施していくこと**も求められます。
- ・ただし、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会経済状況の変化により、関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和6年度取組評価の状況を踏まえ一層の取組の推進を図るもの等**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。

※今回の評価において、川崎市生涯学習財団の「寺子屋先生養成事業」については、入札により事業の受託ができなかったことから、本事業のみ取組評価の対象外。



＜今後の取組の方向性区分＞

- Ⅰ. 現状のまま取組を継続
- Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続
- Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり